

一般社団法人防衛施設強靱化推進協会
定 款

令和 6 年 5 月 9 日 作 成
令和 7 年 6 月 9 日 変 更

般社団法人防衛施設強靱化推進協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人防衛施設強靱化推進協会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の英文名は、Society of Promoting Japan Defense Facilities Resilience とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所として支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、防衛施設の整備及び維持管理に関する見識及び知見の集約を図り、防衛施設の強靱化の推進に寄与することにより、わが国の平和と安全に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 防衛施設の整備及び維持管理に関する調査研究並びにその推進のための提言及び意見具申を行うこと。
- 二 防衛施設の整備及び維持管理の入札・契約制度に関する調査研究及び関係機関への意見具申を行うこと。
- 三 防衛施設の整備及び維持管理に必要な技術者の確保・育成に関する協力を行うこと。
- 四 建設市場や企業経営の動向など建設業に係る産業経済上の諸課題を踏まえ、防衛施設の整備及び維持管理における諸課題に関して統計の作成・関連資料の収集、分析を行うこと。
- 五 災害や有事における防衛施設の整備及び復旧に関する調査研究、提言及び対策の推進を行うこと。
- 六 防衛施設に関することや本会の事業活動に関する広報活動を行うとともに、国の内外の防衛施設及び建設に関連する団体と緊密に連携すること。
- 七 有料職業紹介事業
- 八 労働者派遣事業
- 九 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 本部会員 防衛施設の整備及び維持管理に関する見識又は知見を有し、本会の事業に賛同する法人
 - 二 支部会員 本会の事業に賛同し、支部において活動する法人又は団体
- 2 前項の会員のうち本部会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 会員にあっては、法人の代表者として本会に対しその権利を行使する者1名（以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

（会員の資格の取得）

第6条 本会に会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため総会において定める「会費規定」に基づき、入会金及び毎年、会費を支払う義務を負う。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日の1週間前までに、その旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
 - 二 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条に規定する会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- 二 解散又は破産手続開始決定があったとき。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(届出義務)

第12条 会員は、法人名称、代表者氏名、所在地に変更が生じたときは、その旨を本会に届け出なければならない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての本部会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 四 定款の変更
- 五 解散及び残余財産の処分
- 六 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会においては、第16条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は決議することができない。

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する本部会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、1週間前までに本部会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、1本部会員につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する本部会員が出席し、出席した本部会員の

議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総本部会員の半数以上であって、総本部会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

3 本部会員は、委任状その他代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前2項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

4 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上30名以内
- 二 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、また、3名以内を副会長、2名以内を専務理事、4名以内を常務理事とする。

3 会長を法人法上の代表理事（以下「代表理事」という。）とする。

4 専務理事及び常務理事を法人法上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とし、常勤の理事とすることができる。ただし、コンプライアンス部長となる専務理事及び常務理事は業務執行理事としない。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって本部会員の指定代表者から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事については10名、監事については3名を限度として、本部会員の指定代表者以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定める代行順位により、会長の職務を代行する。

4 専務理事は、本会の常務を掌理する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の常務を分担処理する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

2 前項の場合において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員の指定代表者以外の者である監事に対しては、総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

（取引の制限）

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにする本会との取引

三 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会と当該理事との利

益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(相談役及び顧問)

第30条 本会に、相談役及び顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、本会の役員経験者又は学識経験者の中から理事会の決議により、会長が委嘱する。

3 相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、会長の諮問にこたえ、本会の運営に関して意見を述べることができる。

5 相談役及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 相談役及び顧問には、理事会の決議を経て、その職務執行の対価として報酬又は職務を執行するために要する費用を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、年に2回以上開催する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- 三 法人法第101条第2項の規定に基づき監事から招集の請求があったときまたは同条第3項の規定に基づき監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けた上で、直近の総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて執行することができる。この場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 正味財産増減計算書
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項に規定する書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、また、その写しを従たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
- 4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第41条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会等)

第45条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議に基づき、委員会、本部会議等を設けることができる。

2 委員会、本部会議等の組織、運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(事務局)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置き、会長が任免する。

3 事務局の重要な職員の任免は、理事会の承認を受けた上で行う。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(コンプライアンス部)

第47条 本会の活動が各種法令やコンプライアンスの観点に照らして妥当か判断するため、コンプライアンス部を置く。

2 コンプライアンス部が行うコンプライアンスの遵守体制については、別に定める。

(公告)

第48条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第10章 附 則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社安藤・間

大阪府大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
株式会社奥村組

東京都文京区後楽二丁目2番8号
五洋建設株式会社

福井県福井市中央二丁目6番8号
株式会社熊谷組

大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号
株式会社鴻池組

富山県富山市桜木町1番11号
佐藤工業株式会社

東京都中央区京橋一丁目7番1号
戸田建設株式会社

東京都港区港南一丁目 8 番 1 5 号
飛島建設株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目 1 7 番 1 号
西松建設株式会社

東京都千代田区富士見二丁目 1 0 番 2 号
前田建設工業株式会社

大阪府大阪市北区西天満三丁目 7 番 4 号
浅海電気株式会社

大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目 1 番 3 8 号
八千代電設工業株式会社

東京都大田区羽田旭町 1 0 番 1 1 号
株式会社梓設計

東京都文京区大塚三丁目 5 番 1 0 号
株式会社泉創建エンジニアリング

東京都渋谷区本町三丁目 1 2 番 1 号
株式会社オリエンタルコンサルタンツ

東京都渋谷区笹塚一丁目 6 2 番 1 1 号
株式会社協和コンサルタンツ

(設立時の役員)

第 5 1 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	小泉雅義
設立時理事	藤本征雅
設立時理事	友歳巖
設立時理事	高崎裕
設立時理事	廣橋互
設立時理事	神尾哲也
設立時理事	乗京正弘
設立時理事	井上貴文
設立時理事	石田能康
設立時理事	野村澄人

設立時理事	小柳真樹
設立時理事	田中聡
設立時理事	袴田興太郎
設立時監事	近藤廉正

(設立時の代表理事)

第52条 当法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時代代表理事 乗京正弘

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第54条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人防衛施設強靱化推進協会を設立のため、設立時社員株式会社安藤・間外15名の定款作成代理人である司法書士 中谷智明 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年5月9日

東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社安藤・間
代表取締役 国谷一彦

大阪府大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
株式会社奥村組
代表取締役 奥村太加典

東京都文京区後楽二丁目2番8号
五洋建設株式会社
代表取締役 清水琢三

福井県福井市中央二丁目6番8号
株式会社熊谷組
代表取締役 上田真

大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号
株式会社鴻池組
代表取締役 渡津弘己

富山県富山市桜木町1番11号
佐藤工業株式会社
代表取締役 平間宏

東京都中央区京橋一丁目7番1号
戸田建設株式会社
代表取締役 大谷清介

東京都港区港南一丁目8番15号
飛島建設株式会社
代表取締役 乗京正弘

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
西松建設株式会社
代表取締役 高瀬伸利

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
前田建設工業株式会社
代表取締役 前田操治

大阪府大阪市北区西天満三丁目7番4号
浅海電気株式会社
代表取締役 早坂稔

大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目1番38号
八千代電設工業株式会社
代表取締役 富永昌雄

東京都大田区羽田旭町10番11号
株式会社梓設計
代表取締役 有吉匡

東京都文京区大塚三丁目5番10号
株式会社泉創建エンジニアリング
代表取締役 三堀卓

東京都渋谷区本町三丁目 1 2 番 1 号
株式会社オリエンタルコンサルタンツ
代表取締役 野崎秀則

東京都渋谷区笹塚一丁目 6 2 番 1 1 号
株式会社協和コンサルタンツ
代表取締役 山本満

上記設立時社員 1 6 名の定款作成代理人

東京都渋谷区代々木二丁目 1 9 番 1 2 号
司法書士 中 谷 智 明

定款變更履歴

- ・ 令和 7 年 6 月 9 日 第 4 条変更